

府政共生第 1380 号
平成 28 年 11 月 4 日

文部科学省 初等中等教育局長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
（公印省略）

平成 28 年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について

アルコール健康障害対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 11 月 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

このため、内閣府では、別添「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱に基づき、関係省庁と協力の下、啓発事業を実施するとともに、地方公共団体、関係団体及び民間団体等に対し、啓発事業の実施及び様々な広報媒体を通じた広報の推進を呼びかけることとしております。

つきましては、貴省におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施及び様々な広報媒体を通じた広報の推進に取り組んでいただくとともに、関係団体に対し、本週間について周知いただくようお願いいたします。

<本件連絡先>

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（アルコール健康障害対策担当）付
参事官補佐 荒井 寛／主査付 高倉 敬太
Tel:03-5253-2111(38316, 38309)
Fax:03-3581-0902
E-mail: hiroshi.arai.k4s@cao.go.jp
keita.takakura.p8n@cao.go.jp

アルコール関連問題啓発週間実施要綱

平成26年9月30日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

アルコール依存症を始めとする、不適切な飲酒（多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等）の影響による心身の健康障害（以下「アルコール健康障害」という。）は、本人の健康の問題であるだけでなく、これに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題といった、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いものである。

このため、アルコール健康障害対策を総合的に推進し、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）が制定され、平成26年6月1日に施行された。

基本法第7条は、国民自らが、アルコール関連問題（アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同じ。）について、社会問題として関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努める責務を定めるとともに、第10条は毎年11月10日から同月16日までをアルコール関連問題啓発週間（以下「啓発週間」という。）とし、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めることを定めている。

よって啓発週間は、今後のアルコール健康障害対策を総合的に推進し、アルコール関連問題について、国民に関心を持たせるとともに、自らに関わりのある社会的問題であるとの理解を促すため、効果的な啓発事業を実施するものである。

2 実施期間

毎年11月10日から同月16日までの1週間

3 実施体制

内閣府を始め、法務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、警察庁、国土交通省の関係省庁が協力し、実施する。また、都道府県及び市町村（以下「地方公共団体」という。）並びに関係機関・団体に対しても、実施を呼び掛ける。

4 主な実施事項

(1) アルコール関連問題に係る周知・啓発事業

内閣府において、関係省庁の協力の下、今後のアルコール健康障害対策を総合的に推進し、アルコール健康障害及びアルコール関連問題について、国民一人一人が正し

く理解し、関心を深め、自らに関わりのある問題としてアルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、アルコール関連問題に関する啓発事業を実施する。

(2) 様々な主体による啓発事業の推進

関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体に対して、アルコール関連問題に関する啓発事業の実施を呼び掛ける。

(3) 様々な広報媒体を通じた広報の推進

関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体に対して、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、インターネット等様々な広報媒体を活用した広報啓発活動の実施を呼び掛ける。

5 留意事項

(1) 様々な主体との連携・協力

アルコール関連問題は、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の様々な問題と密接に関連することから、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体との連携により、啓発週間にふさわしい啓発事業の実施に努める。

また、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体が啓発事業を効果的に実施できるよう協力する。

(2) きっかけ・気付きとなるような呼び掛け

アルコール健康障害は本人の健康の問題のみならず、家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせる危険性の高い、誰もが関わりのある問題であることを国民が理解し、自らアルコール健康障害の予防に取り組むきっかけ・気付きとなるような取組となることを意識し、当事者のみならず、幅広く国民各界各層に対して呼び掛ける。

(3) アルコール関連問題啓発週間の趣旨の定着化

啓発週間の実施を契機として、様々な主体による総合的な取組が年間を通じて展開されるような機運の醸成に努め、国民自らがアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならないという意識の定着化を図る。

6 その他

前各項に定めるもののほか、啓発週間の実施に必要な事項は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が定める。